

岐阜市スポーツ施設利用における遵守事項

(岐阜市体育館条例第10条、岐阜市屋外体育施設条例第7条、岐阜市スポーツ交流センター条例第10条の使用許可条件 → 違反した場合は、使用許可を取り消し、利用を中止することがあります)

< 基本ルール >

- ① 以下の事項に該当する場合は、自主的に利用を見合わせる場合
 - ア. 体調がよくない場合 (例：発熱・咳・咽頭痛などの症状がある場合)
 - イ. 同居家族や身近な知人に感染が疑われる方がいる場合
 - ウ. 過去14日以内に政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国、地域等への渡航又は該当在住者との濃厚接触がある場合
- ② マスクを持参すること (受付時や着替え時等のスポーツを行っていない際や会話をする際にはマスクを着用すること)
- ③ こまめな手洗い、アルコール等による手指消毒を実施すること
- ④ 他の利用者、施設管理者スタッフ等との距離 (できるだけ2m以上) を確保すること (障がい者の誘導や介助を行う場合を除く)
- ⑤ 利用中に大きな声で会話、応援等をしないこと
- ⑥ 感染防止のために施設管理者が決めたその他の措置の遵守、施設管理者の指示に従うこと
- ⑦ 施設利用前後のミーティングや懇親会等においても、三つの密を避けること
- ⑧ 屋内施設においては30分に1回以上の換気を行うこと
- ⑨ ごみは各自で持ち帰ること
- ⑩ 終了時刻の30分前をめどに運動・スポーツ活動を終了し、施設等の清掃、消毒を念入りに実施し、終了時刻10分前には退出すること
- ⑪ 利用に際し、チェックシート (裏面) を必ず提出すること
- ⑫ 利用終了後2週間以内に新型コロナウイルス感染症を発症した場合は、施設管理者に速やかに濃厚接触者の有無等を報告すること
(※)参加した個人に対し、保健所などから聞き取りや自宅待機の要請があった場合は、それに協力すること

【個人情報の取り扱いについて】

・裏面のチェックシートに記載された情報は、保健所および新型コロナウイルス感染症対策本部から要請があった場合に限り開示することがありますが、感染拡大防止の目的以外に使用することはありません。

< 運動・スポーツ時の留意点 >

- ① 十分な距離の確保
 - ア. 運動・スポーツの種類に関わらず、運動・スポーツをしていない時間も含め、感染予防の観点から、周囲の人となるべく距離を空けること
(介助者や誘導者の必要な場合を除く) (※)感染予防の観点からは、少なくとも2mの距離を空けることが適当
 - イ. 強度が高い運動・スポーツにおいては、呼吸が激しくなるため、より一層距離を空けること
- ② 位置取り：「走る」「歩く」運動・スポーツにおいては、前の人の呼吸の影響を避けるため、可能であれば前後一直線ではなく、並走あるいは斜め後方に位置取ること
- ③ 運動・スポーツ中に、唾や痰をはくことは極力行わないこと
- ④ タオルの共用はしないこと
- ⑤ 飲食については、指定場所以外で行わず、周囲の人となるべく距離を取って対面を避け、会話は控えめにすること
- ⑥ 飲みきれなかったスポーツドリンク等を指定場所以外(例えば走路上)に捨てないこと
- ⑦ 団体が運動・スポーツの際の栄養補給等として飲食物を利用者に提供する際は、以下などに配慮して適切に行うこと
 - ア. 利用者が飲食物を手にする前に、手洗い、手指消毒を行うよう声を掛けること
 - イ. スポーツドリンク等の飲料は、ペットボトル・ビン・缶や使い捨ての紙コップで提供し、回し飲みはしないこと
 - ウ. 飲食物を取り扱うスタッフにはマスクを着用させること